

第8節 情報公開の取り組み

1. 開示請求の受付及び処理状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）は、11年5月14日に公布され、13年4月1日から施行された。

施行から13年度の取り組み状況は、下記の表のとおりである。

2. 主な開示請求

13年度に受け付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- 金融再生委員会の議事録及び提出資料
- 個別金融機関に関する検査結果通知書等
- 個別金融機関に関する監督事務に係る文書
- 交際費、会議費等会計関係文書

3. 不服申立等

13年度中の不服申立等受理件数は203件（うち、2件は監視委員会、1件は取下げ）、そのうち情報公開審査会に対して114件（併合しているものもあるため諮問件数は29件）の諮問を行っている。（14年5月末現在答申なし）

情報公開法の施行状況(平成13年度)

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求 の取 下げ	期 限 延 長			検 討 中
		開 示 決 定			不開 示決 定		30日以内 (10条2項)	30日以上 (11条)	小計	
		全面 開示	一部開 示	小計						
総務企画局	79	11	56	67	12				0	0
検 査 局	309	2	3	5	301				0	3
監 督 局	2,072	178	1,510	1,688	107	10	2	447	449	5
金融危機対応室	1,816	137	1,404	1,540	4	10		447	447	1
小 計	2,460	191	1,569	1,760	420	10	2	447	449	8
証券取引等監視委員会	15	6	2	8	7				0	2
合 計	2,475	197	1,571	1,768	472	10	2	447	449	8

(注1)「期限延長」及び「検討中」の件数は、それぞれ平成13年度末現在で期限延長中又は検討中のものによって、開示決定等を行っていない開示請求の件数である。

(注2)1件の開示請求に対して複数件の開示決定等を行っている場合があるため、開示決定等件数、請求取下げ件数、期限延長件数及び検討中の件数の合計は、開示請求の受付件数と一致しない。

(注3)14年度における5月31日までの開示請求件数は27件である。